

田川市バリアフリーマスタープラン(案) 概要版

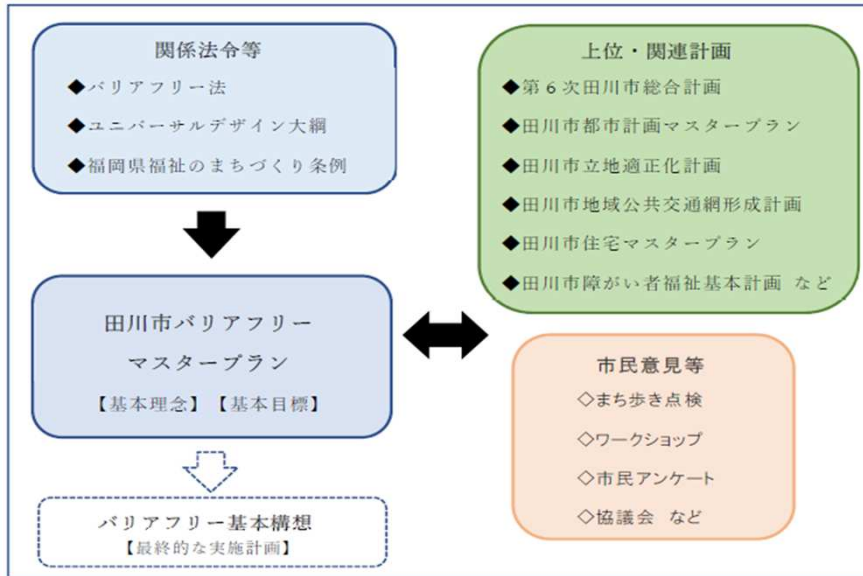
第1章 バリアフリーマスタープラン策定にあたって 【本編P.1～8】

(1) 背景と目的

本市では、65歳以上の高齢者の人口割合が3割を超えるなど高齢化が進行していることから、高齢者や障がい者を含む多くの方が安心して快適に生活できる環境づくりを目的とした「福祉のまちづくり」が急務となっており、公共施設のバリアフリー化を図るとともにユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進しています。

このような状況の中、本市では、令和元年8月に東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした先導的共生社会ホストタウンの認定を受け、さまざまなバリアフリー関連の事業を展開しているところであり、今後さらなるバリアフリー化に向けた意識の醸成を図ることを目的として「田川市バリアフリーマスタープラン」を作成することとしました。

(2) バリアフリーマスタープランの位置づけ



(3) バリアフリーマスタープランの計画期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

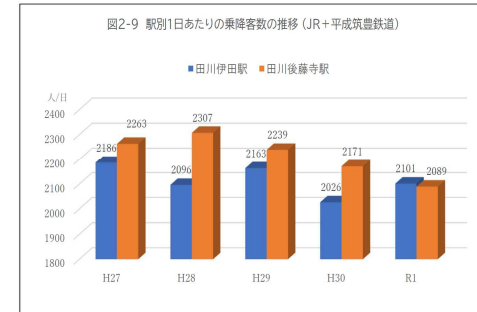
第2章 田川市の現状 【本編P.9～32】

(1) 人口の状況

平成27年度国勢調査における田川市の人口は約48,000人で、高齢化率は32%を超えており、将来的に高齢化率は34%程度でほぼ変化しないものと推計されています。

また、令和2年度の障害者手帳所持者数は3,721人であり、身体障害者手帳の所持者数は2,674人となっています。障害の種別では肢体不自由が全体の50%、年齢階層別では65歳以上が全体の80%を占めている状況です。

(2) 公共交通の利用状況



国は「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、平均乗降客数が3,000人/日以上である鉄道駅の原則バリアフリー化の実施を定めていますが、本市内の主要な鉄道駅である田川伊田、田川後藤寺の両駅の乗降客数は、3,000人/日未滿となっています。

また、両駅ともに一部を除いて階段を利用しないとプラットフォームまで移動出来ない状況です。

西鉄バスは利用者が年々減少していますが、コミュニティバスはほぼ横ばいが続いています。

車両は、バリアフリー化を図るため、本市が令和3年度に2台のノンステップバスを導入しております。

また、タクシー事業者は1社ですが、バリアフリー対策としてユニバーサルデザインタクシーを4台導入しており、あらゆる利用者が乗降しやすいサービスを提供しています。



(3) バリアフリーの現状と課題

これまでに実施した市民参加型のまち歩き点検や市民アンケートの調査結果を参考として、市内におけるバリアフリーの現状と課題を整理しました。

第3章 バリアフリー化の基本理念 【本編P.33~38】

(1) 基本理念と基本目標

お互いに支え合い、誰もが生き生きと暮らせるまちづくり

目標① 誰もが快適に暮らせるバリアフリー化の推進

目標② 誰もが社会参加し、心のバリアフリーに取り組むまちづくり

(2) バリアフリー化促進のための方針

①公共交通関係

- ◆エレベーターや多目的トイレの設置によるバリアフリー化に努めます。
- ◆視覚障がい者用誘導ブロックやスロープ等の設置や適正な維持管理に努めます。
- ◆ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー等の高齢者や障がい者だけでなく誰もが利用しやすい車両の導入に努めます。
- ◆車内アナウンスや声かけ等の接遇向上のための社員教育を充実させます。

②道路関係

- ◆道路の改修や改良を実施する際は、可能な限り歩道の段差解消に努めます。
- ◆歩道未設置の区間は、車道外側線による歩道の分離に努めます。
- ◆視覚障がい者用誘導ブロック等の設置や改修による安全性の確保に努めます。

③建築物関係

- ◆建替えや増改築の際は、段差解消や誰もが使いやすいトイレの設置に努めます。
- ◆施設内の案内等の表示物は、誰もが見やすく分かりやすい表示とします。

④路外駐車場

- ◆身体障がい者等用駐車場の設置に努めます。
- ◆駐車場の出入口は車椅子で通行できる幅員確保や段差解消に努めます。

⑤公園関係

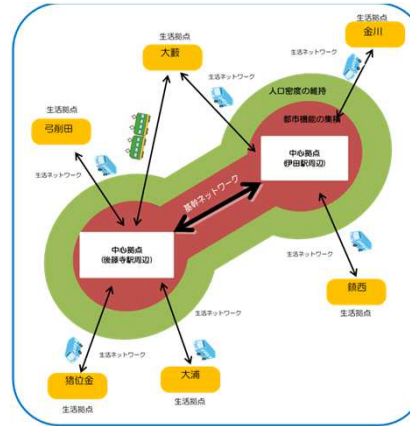
- ◆公園の出入口や園内の通路部分のバリアフリー化に努めます。
- ◆誰もが使いやすいトイレや見やすい案内表示の設置に努めます。

⑥その他

- ◆交差点や駅前広場などは安心安全な横断ができるようにバリアフリー化に努めます。
- ◆市が実施するバリアフリー関連の支援制度や各種事業の維持・拡充に努めます。

第4章 移動等円滑化促進地区の設定 【本編P.39~57】

(1) 移動等円滑化促進地区の区域



本市のまちづくりにおける基本計画である「田川市都市計画マスタープラン」、「田川市立地適正化計画」においては、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方に沿って田川伊田駅及び田川後藤寺駅周辺を中心拠点とするまちづくりを進めていることから、まずは両駅周辺地区でのバリアフリー化が重要であると考えます。

さらに、立地適正化計画では両駅周辺地区を中心拠点として、医療、福祉、商業等の都市機能の集積を図る都市機能誘導区域を定めており、両市街地間の相互連携を行い、公共交通の利便性を向上させることにより、持続可能で住みやすい都市の形成を目指しています。

以上のことから、移動等円滑化促進地区の範囲は本市のまちづくり計画やバリアフリー法で定める4要件を踏まえて設定することとします。

(2) 生活関連施設の設定

生活関連施設は、以下の考え方に沿って設定します。

- ①常に多数の人が利用する施設を選定する。
- ②高齢者、障がい者等の利用が多い施設

区分	施設名称
駅	田川伊田駅
	田川後藤寺駅
医療・福祉	村上 外科医院
	田川地区急患センター スマイルプラザ(田川市総合福祉センター)
金融機関	福岡銀行伊田支店
	田川信用金庫西支店
	西日本シティ銀行東田川支店
	九州労働金庫田川支店
	福岡中央銀行田川支店
	田川信用金庫東支店
官公庁	西日本シティ銀行田川支店
	福岡銀行後藤寺支店
	後藤寺郵便局
	伊田郵便局
	田川情報センター
	福岡県田川総合庁舎
宿泊施設	田川自治会館
	田川市役所
	福岡法務局田川支局
	田川労働基準監督署
駐車場	福岡地方家庭裁判所田川支部 田川簡易裁判所
	ホテルAZ福岡田川店
	日の出野駐車場
	後藤寺駅前駐車場 伊田駅前駐車場
教育・文化施設	田川市立田川小学校
	田川市立中央中学校
	田川市立後藤寺小学校
	田川市石炭・歴史博物館
商業施設(商店街)	伊田商店街
	後藤寺商店街

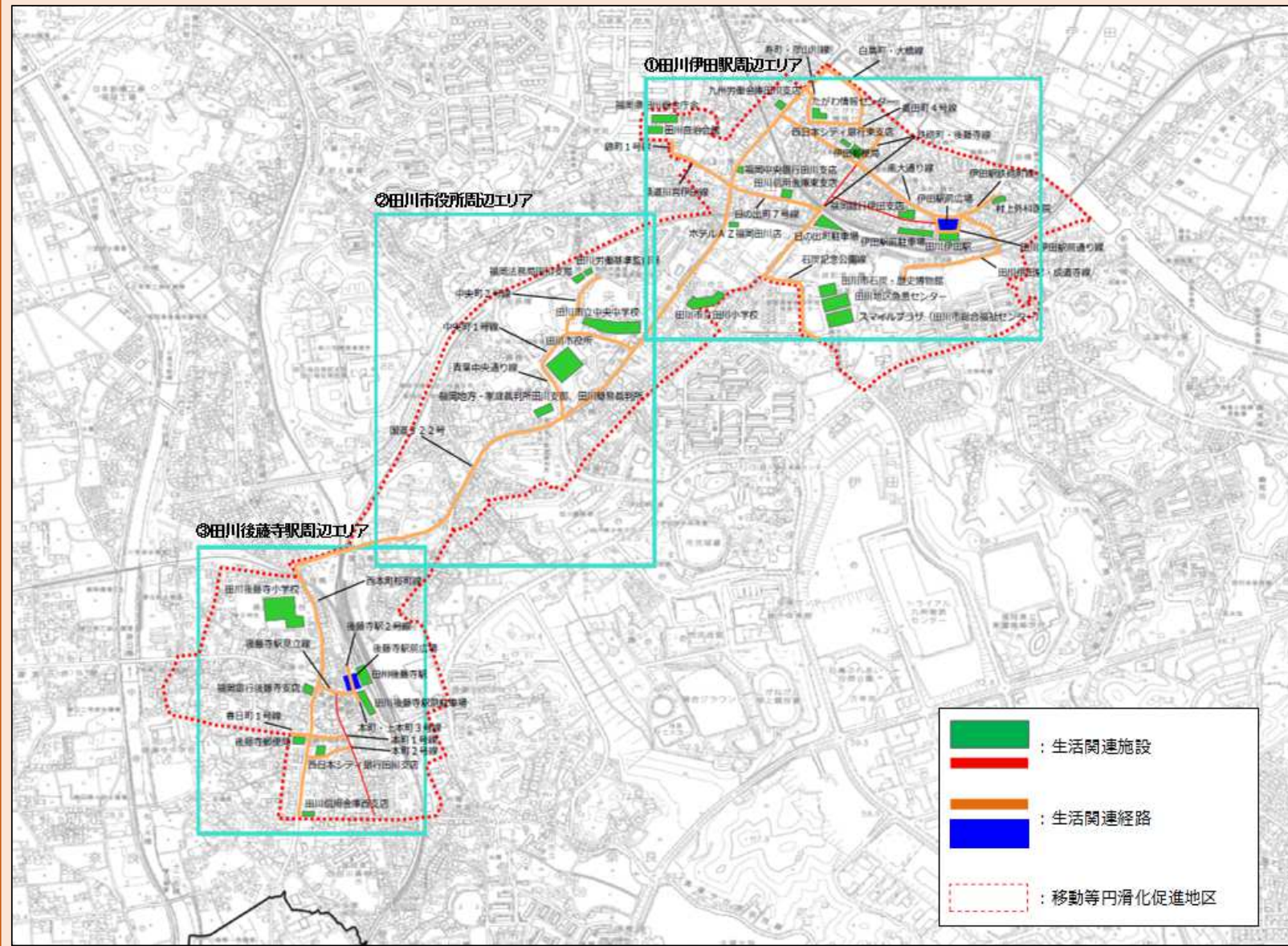
(3) 生活関連経路の設定

生活関連経路は、以下の考え方に沿って選定します。

- ①高齢者、障がい者を含め歩行者の交通量の多い経路
- ②生活関連施設相互のネットワークが確保できる経路

区分	路線名
都市計画道路	3-4-38-2 南大通り線
	3-4-38-7 西本町桜町線
	3-4-38-8 後藤寺駅見立線
国道	322号
県道	川宮伊田線
市道	5 青葉中央通り線
	32 石炭記念公園線
	54 田川伊田駅成道寺線
	63 鉄砲町・後藤寺線
	548 田川伊田駅前通り線
	562 錦町1号線
	575 白鳥町・大橋線
	577 寿町・彦山川線
	584 日の出町7号線
	594 中央町1号線
	595 中央町2号線
	631 白鳥町西線
	700 後藤寺駅2号線
	702 春日町1号線
	722 本町・上本町3号線
	723 本町1号線
724 本町2号線	
863 番町4号線	
都市計画施設(駅前広場)	田川伊田駅前広場 田川後藤寺駅前広場

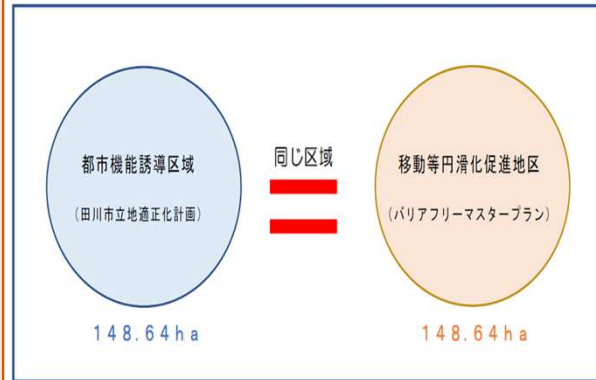
<移動等円滑化促進地区>



<バリアフリー法で定める地区設定の4要件>

- ◇生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ◇生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区
- ◇バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区
- ◇設定する地区の境界が、町界、字界、道路や河川等の施設等によって明確に表示して定められている地区

<移動等円滑化促進地区の区域イメージ>



(4) 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の方針

- ◆田川伊田・田川後藤寺の両駅は、駅と広場で一体的なバリアフリー化を実現することで高齢者や障がい者だけでなく全ての人々が安全安心に利用できる空間形成が可能となることから、将来的な駅の改修等の際はエレベーター設置の検討も含めてバリアフリー化を推進します。
- ◆建築物においては、高齢者や障がい者をはじめ様々な利用者の利便性の向上やあらゆるニーズに対応できるように建物内外のバリアフリー化の維持・拡充に努めます。
- ◆道路については、交通安全の観点で歩道の改修等が必要な場合は、早期に対策を講じるとともに、可能な限りバリアフリー化に努めます。
- ◆歩道（商店街を含む）や建物の出入口付近における自転車の迷惑駐車や店舗の看板、商品等が高齢者や障がい者等のスムーズな歩行に支障を来さないようにします。
- ◆施設管理者は、車椅子利用者用駐車スペースや多目的トイレの充実と適切な管理を図るように努めます。
- ◆施設管理者に限らず市民の誰もが困っている人に声かけできるサポート体制づくりを推進します。

※移動等円滑化促進地区において具体的なバリアフリー化整備事業を行う場合は、基本構想を策定し、重点整備地区の位置づけを検討します。

第5章 バリアフリー化の推進に向けて 【本編P.58～64】

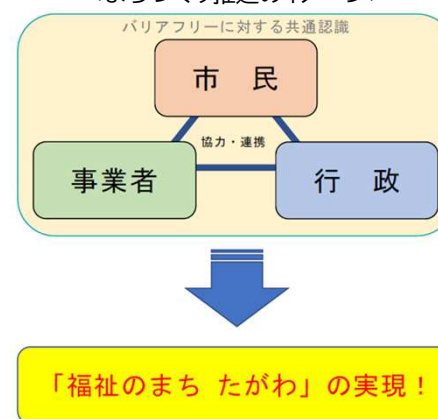
(1) バリアフリー化の進め方

市内全域をバリアフリー化するためのハード整備には、莫大な事業費と期間が必要となりますので、限られた予算で計画的に整備を進めることが必要となります。

まずは、移動等円滑化促進地区内のバリアフリー化を目標としてバリアフリーのまちづくりを進めることとしますが、移動等円滑化促進地区外のエリアにおいても各地域の実情を考慮しながら段階的にバリアフリー化を進めます。

また、バリアフリー化を進める上で、単に施設や経路の改修といったハード整備のみならず、「心のバリアフリー」などのソフト対策についても一体的に実施することが効果的であると考えます。

<まちづくり推進のイメージ>



市民、事業者、行政がバリアフリーに対して正しく理解し、協力・連携してバリアフリーの取り組みを推進していくことが重要であると考えます。

PDCAサイクルの考え方に基づき、概ね5年ごとに評価、検証し、必要があると認めるときは、マスタープランを変更することとし、現状に則した計画としての運用を図ります。

(2) 心のバリアフリーの取り組み

<市民の取り組み>

- ◆高齢者や障がい者等が利用する多目的トイレ、駐車スペースや公共交通の座席等における適正・快適な利用機会を妨げないように行動します。
- ◆バリアフリーに関する市民講座等に自主的に参加し、高齢者や障がい者等に対する理解を深めるとともに、相手の気持ちに寄り添って行動します。

<事業者の取り組み>

- ◆社員教育によってバリアフリーの意識を高めることで、接客や介助等に活かします。
- ◆高齢者や障がい者等への優先サービスについては、真に必要な利用者の妨げにならないように広報・啓発活動を通じて適正な利用の推進に努めます。
- ◆行政と連携してバリアフリーに関する情報発信に努めます。

<行政の取り組み>

- ◆市内の各小学校で実施しているバリアフリー教室によって、子どもたちが障がい者への理解を深める教育活動を継続します。
- ◆「心のバリアフリー研修」を定期開催することで、一人でも多くの市民がバリアフリーについて自ら学び、考える機会を提供出来るようにします。
- ◆市の広報誌やホームページ等を活用して共生社会の実現を目指す取り組みや関係団体の活動紹介等の情報発信を行うことで効果的な広報・啓発活動に取り組みます。
- ◆障がい者スポーツへの理解を深め、障害の有無に関わらず誰もが楽しさを共感できる取り組みを推進します。